大学教職員懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、長岡大学(以下「本学」という。)の就業規則第33条及び第34条 に規定する教職員の懲戒処分に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒事由)

- 第2条 懲戒処分は、次の各号のいずれかに該当する行為(以下「懲戒処分対象行為」という。)を為した者について行う。
 - (1) 重大な経歴詐称をし、その他不正手段によって就職したとき
 - (2) 就業規則、その他法人の定める規程にしばしば違反するとき
 - (3)素行不良で本学の秩序及び風紀を乱し、又は乱そうとしたとき
 - (4) 出勤が常でなく、業務に熱心でないとき
 - (5) 正当な理由なく、しばしば無断欠勤するとき
 - (6) 許可なく、本学の物品を持ち出し、又は持ち出そうとしたとき
 - (7) 本学の名誉、信用を傷つけたとき
 - (8) 本学の秘密を漏らし、又は漏らそうとしたとき
 - (9) 前各号に準ずる程度の不都合な行為をしたとき

(懲戒処分の種類及び程度)

- 第3条 懲戒処分の種類は、その事由に応じ、次の区分により行う。
 - (1) 戒 告 始末書を提出させて将来を戒める
 - (2)減給 始末書を提出させて減給する。1日以上6か月以下、ただし、1回の額が平均給与の1日分の5割を超えることはなく、また、総額が一給与支払期における給与総額の10分の1を超えることはない
 - (3) 停職 1日以上6か月以下の出勤を停止し、その期間中の給与は支給しない
 - (4) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を 受けたときは、予告手当(平均賃金の30日分)を支給しない
 - 2 前項第3号の停職期間は、勤続年数に算入しない。

(状況報告)

第4条 本学の教職員が、第2条に規定する懲戒処分対象行為に該当する可能性のある行 為を発見したときは、速やかに所属する部署の長に文書にて報告し、所属する部署 の長は、理事長に報告するものとする。

(事実確認)

- 第5条 理事長は、前条の報告があった場合、事実確認のために、理事長が指名する教職 員に調査を行わせることができる。
 - 2 前項の教職員は、当該懲戒処分対象行為に関わりのないものから指名するものとする。

3 調査の結果、報告の内容のような事実が認められなかった場合には、通報者及び 当該対象者及び関係者にその旨通知するとともに、当該対象者の名誉の回復に努め なければならない。

(懲戒処分の手続き)

- 第6条 前条第1項の調査の結果、必要と認めた場合には、教職員懲戒委員会(以下「懲戒委員会」という。)を招集する。
 - 2 懲戒委員会の委員は、本学の理事、評議員及び教職員の中から若干名を理事長が 指名する。
 - 3 前項の委員の指名にあたっては、当該懲戒処分対象行為に関わりのないものから 指名するものとする。
 - 4 懲戒委員会の委員長は、第2項の委員の中から互選により選出する。
 - 5 懲戒委員会における処分案の提案、審議に際しては、別に定める教職員懲戒処分 の基準に基づいて行うものとする。
 - 6 懲戒委員会は、事前に当該対象者に被疑事実の要旨を文書で告知し、口頭ならび に文書による釈明の機会を与えなければならない。ただし、当該対象者が止むを得 ない事由により、口頭による釈明ができない場合は、文書等をもって代えることが できる。

(処分手続きの特例)

- 第7条 理事長は、次の各号の一に該当し、迅速な処分が必要とされる場合は、前条に規 定する手続きを経ずに、懲戒処分手続きを進めることができる。
 - (1) 当該対象者が逮捕、勾留され、当該対象者の身柄拘束が長期に亘り接見不可能なとき
 - (2) 当該対象者が逃走中又は所在不明のとき
 - (3) 被疑事実が重大かつ明白であり、当該対象者が罪状を認めているとき

(不服申立手続き)

- 第8条 懲戒処分を受けた当該対象者は、処分の通知を受けた日から30日以内に、その処分に対する不服申立をすることができる。
 - 2 不服申立人から不服理由を記載した不服申立書が提出されたとき、理事長は、その不服理由の妥当性について審査する不服審査委員会を設置する。
 - 3 不服審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(懲戒処分の通知)

第9条 理事長は、決定した処分の内容及びその理由を記載した文書をもって、被処分者 に処分を通知するものとする。

(守秘義務)

第10条 懲戒処分手続きに関与した者は、知り得た事項について、任期中及び退任後も守 秘義務を負う。 (事務の所管)

第 11 条 この規程についての事務は、法人本部事務局及び大学事務局が行う。 (補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、懲戒処分の実施に必要な事項は、理事長が定める。 (規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。